

## 学位論文全文に代わる要約 Extended Summary in Lieu of Dissertation

氏名： 尾松 数憲  
Name

学位論文題目： 農福連携における協同組合の役割  
Title of Dissertation

学位論文要約：  
Dissertation Summary

### 序 章 目的と方法

#### 1. 研究の背景と目的

近年、農業と福祉分野の連携、すなわち農福連携が広がってきている。農福連携は障害者や高齢者などが農業分野、すなわち農産物の栽培、加工、販売などの場での仕事を通して自己実現、生きがいを持って社会とのかかわりを実現し、自立をめざす取り組みである。

この農福連携の取り組みは、障害者等の就労や生きがいづくり、自立の場を生み出すだけでなく、担い手不足や、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保、地域社会の活性化、共生社会の実現につながるなど、期待が高まっている。障害者数全体は増加傾向にあり、在宅・通所の障害者は増加傾向にある。協同組合が取り組む福祉活動や事業は、どのような背景の中で生まれたのか、また、協同組合において、福祉活動や事業がどのような視点で捉えられてきたのか、協同組合福祉がどのような新しさをもち、どのような役割をはたしてきたのかを明らかにしていく。このことは農福連携における農業協同組合（以下「JA」）の役割を考察するうえで重要なことと考えるからである。

2019年4月5日、国は、農福連携を全国に拡大するための省庁横断の協議会を設置し、そのための方針を5月にも明らかにすることを発表した。障害者や高齢者らを農業分野で雇用する「農福連携」を推進する体制を整え、取り組みを進めるための関係省庁間で構成する「農福連携等推進会議」を設置した。今後、「人材確保が論点の一つになる見通で、障害者の働く場を確保したい福祉事業者と労働力が不足している農家や農業団体のつなぎ役の育成が課題となっている。障害者らの能力や適性に応じて仕事を割り振り、職場への定着を支援する農業版ジョブコーチの育成」が大切と言う。

農福連携の目的は、①障がい者の就労の場づくり、②就労を通して障がい者の発達保障と自立支援の場づくり、③農業現場での担い手（作業員）確保、④地域でだれもが一緒に暮らせる共生社会の実現などの点にある。障がい者雇用を単に安い労働力の利用との見方も散見されるが、国の「経済財政運営と改革の基本方針2019」（障害保健福祉部関係2019年6月閣議決定）においては農福連携を推進する施策が盛り込まれ、より高い次元の位置づけを示し、その推進を図っている。

本稿ではこれらの点に十分留意し、障がい者の社会復帰と自立増進の視点から実態把握と考察を行い、課題の解明を図ることが目的である。

2019年の全国農業協同組合中央会「3ヶ年計画」においては「地域実態に応じて、社会福祉法人と連携し、障害者や生活困窮者を対象とする農福連携に取り組みます」と明記し、全国的推進事項となった。現在、農福連携に取り組んでいるのは全国584単協中（2020年4月1日現在）、71単協（2019）である。このように、農福連携は中央のレベルでリードされている面も強い。しかし、農福連携推進の上では、地域コミュニティの要となっている農業協同組合（以下「JA」や漁業協同組合、林業協同組合、生活協同組合（以下「生協」）のはたす役割が重要である。

本稿では、第1に、国や自治体の農福連携に関わる施策と特徴を分析する。第2に、障がい者や福祉団

体、また、協同組合やコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等で取り組まれている農福連携の実践事例を分析し、特徴や形態を考察する。第3に、農福連携を推進する上で非営利協同で、相互扶助、助けあいの理念を掲げる協同組合がどのような役割を担い、また果たしていかなくてはならないのかを協同組合の福祉政策を歴史的に捉えながら明らかにしていく。第4に、農福連携の推進は、地域コミュニティの中で、共生社会を実現するだけではなく共生社会を包括した福祉社会を築くための一つの方策であるとの仮説を立て、その検証を行っていく。

## 2. 農福連携の言葉と概念

農福連携の言葉について吉田(2020)は「言葉が使われ始めたのは2010年後からで、その歴史はそれほど長くない。それまでの文献を見ると『農業分野における障がい者就労』と言う言葉が使われている、公的に農福連携の言葉が使用されたのは、鳥取県庁が障害者の実施できる農作業を掘り起こし、それを受託する福祉事務所とマッチングする『農福連携モデル事業』を2010年から実施しており、これが最初の可能性が高い」と述べている。

これらに対して、本稿では、農福連携が生まれてくる背景を戦後の障害者の権利保障の法的整備と障がい者の人権、権利保障を求める社会的な国民の運動の中に、見出す必要があるとの考えに立って、障がい者の社会参加、自立運動の中から捉えていく。

## 3. 障がい者の権利獲得と働く場づくり運動、農福消連携運動

1949年には身体障害者福祉法がつくられ、初めて障害者対策が制度化された。さらに、1960年には精神薄弱者福祉法が制定され、身体障害者と知的障害者が区分され、それぞれの対策がおこなわれるようになった。1970年に制定された心身障害者対策基本法は、国が医療、教育、職業、住宅、経済保障等広範囲に施策をおこなうことを目的にし、国の「福祉的措置」がおこなわれるようになった。

一方、教育制度は、1947年の学校教育法制定に伴い、障がい児のための学校として盲学校、聾学校、養護学校の設立が認められ、小学校、中学校、高等学校には特殊学級をおくことができると定められた。これらの学校の設置義務は都道府県に課されたが、設置に関する施行期日について「政令でこれを定める」という但し書がつけられたため、盲学校、聾学校は1948年から施行されることになったが、養護学校は先送りされた。そのため、障がいの程度によっては、特殊学級に入れず、養護学校も未設置のため入れないという状況が起きた。保護者は「就学猶予願い」や「就学免除願い」を提出することとなった。保護者や市民運動の力を背景によりややく養護学校の義務制が施行されたのは1979年である。

1960年代から1970年代にかけて、子どもの将来に不安をもつ親たちが中心となり、働く場をつくる運動がはじまった。生活協同組合(以下、「生協」)や地域の市民団体も障がい者の労働と働く場づくりを支援しようと、授産施設や共同作業所の設立運動、商品の販売活動に積極的に取り組むようになった。この取り組みを通して障害児をもつ親たちのネットワークが広がり、共同作業所設立支援の運動にも広がっていった。

本稿では、第1章で、農福携に関わる先行研究の特徴と考察、国や地方自治体の農福連携施策の実態の考察、第2章では、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会・山城就労支援事業所さんさん山城(以下、「さんさん山城」と京都やましる農業協同組合の農福連携の取組を取り上げ、聞き取りや対面記入式アンケートを通して障がい者の就農実態や心身の変化を分析し、農業に関わる作業が、障がい者の心身にどのように影響を与えるのか、また、自己実現、自立支援にどのように役立つのかを明らかにする。さらに、その取り組み過程において果たしたJA及び生協の役割や事業の可能性についても併せて提示する。農福連携と農業協同組合の役割事例として、愛媛県内農業協同組合の農福連携の取り組みを考察する。

第3章では農福連携の取り組みを非営利組織、農業法人、株式会社、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等の多様な広がりについて、新しい波と農福連携の取り組み事例として、京都府京丹後市エチエ農産、南丹市のグリーン日吉、奈良県五條市”王隠堂・パンドラフアーム“、愛媛県西予市”株百姓百品”等の農福連携の取り組みを分析し、考察を行なう。

第4章は、農福連携を包容した共生・協働社会は新しい時代へのモデル、農福連携を包容した共生・協働

社会への新しい時代へのモデルになっていくことを考察した。

#### 4. 調査方法

調査は、農福連携の取組実態と効果を把握するため対面記入式アンケートとヒアリングで行った。前者はもっぱら障がいを持つ就労者を対象とするが、施設の設立経緯、理念、事業内容や運営等については、管理者や施設長へのヒアリングを行い、障がい者への調査は職員協力の下で行った。

##### (1) 8府県のJAを調査

2019年5月～9月にかけて、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、香川県、高知県、愛媛県の近畿2府3県、四国3県のJAに対して、JAの農福連携の取り組みを調査するために『JAにおける農福連携の取り組み実態調査表』を配布し、回答を得た。愛媛県内のJAで、取り組みが進んでいると考えられるJA東うわは直接訪問してヒアリングを実施した。

##### (2) (株) 百姓百品、愛媛生協（生活協同組合）を調査

農福連携事業についてヒアリングをおこなった。生協は店舗運営部に訪問し、詳細のヒアリングをおこなった。

##### (3) 王隠堂グループ・(株) パンドラファームを調査

農福連携担当に会い、ヒアリングを重ねてきた。また、作業現場である圃場視察も行き、農福連携を取り組み圃場の現場を調査した。

##### (4) 京丹後市 エチエ農産を調査

現地調査を行い、調査内容を分析し考察した。尾松数憲「第5章消費者に軸足をおき、未来を切り開く農業に挑戦」高橋信正編『やっぱりおもしろい関西農業』昭和堂2012年で研究発表した。

##### (5) 農事組合法人グリーン日吉を調査

現地を調査し、調査内容を分析し考察した。尾松数憲「第8章丹波黒大豆を新しい商品に作り変える」高橋信正編『「農」の付加価値を高める六次産業化の実践』筑波書房、2013年で研究発表した。

## 第1章 農福連携に関する先行研究と国、自治体の農福連携施策

### 第1節 農福連携に関わる先行研究と特徴の考察

先行研究は、①飯田らの農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築研究について、①小柴らの農業と福祉の連携の形成過程の研究について、③池上甲一の農村の地域資源と医療・福祉・保健・介護の連携をアグロ・メディコ・ポリス（社会経済的複合体）として捉えた研究について、④近藤龍良の農福連携による障がい者就農の研究について、⑤飯田他、社会福祉法人白鳩会の農福連携事業「花の木牧場」の調査研究について、⑥日本園芸療法士協会編谷口博・瀬山和子・木下眞一の「心を癒す園芸療法」について、⑦濱田健司の『農の福祉力で地域が輝く』の研究について、⑧玉里恵美子の地域福祉政策の中での農業の福祉的価値に注目した研究について等を取り上げ、内容の考察を行った。

また、農福連携に関する民間調査として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度農福連携における実態把握に向けた調査検討委託事業調査報告書」（2019）、日本基金「平成30年度農福連携の効果と課題に関する調査結果」（2018）等がある。これらのアンケート調査は、農業者、福祉事業者、流通業者、消費者、当事者等を対象におこなわれたが、協同組合の役割や地域ネットワーク力に視点を置いた項目は見当たらない。

### 第2節 農林水産省、厚生労働省の農福連携施策の特徴

#### 1. 国の施策

国は、農福連携についてどのような位置づけをおこなっているのかを考察した。

#### 2. 農林水産省の施策

2017年、『農林水産省における農福連携施策』（農村振興局都市農村交流課）を発表した。その中で、「農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障害者等）における課

題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。」すると発表した。

### 3. 厚生労働省(略して「厚労省」)の農福連携施策

2018年、「厚生労働省における農福連携施策」(障害保健福祉部障害福祉課)を発表し、「工賃向上計画支援等事業の概要(平成30年度)」を明らかにした。

## 第3節 全国都道府県、京都府、愛媛県、民間団体の施策と特徴

### 1. 全国都道府県の農福連携施策

全国都道府県の農福連携の取り組みは、厚労省の「農福連携の推進に向けた取組について」(2019年)の中で、農福連携による就農促進プロジェクトの実態調査がおこなわれた。それによれば、国の補助金を活用して42道府県が事業を行ない、香川県、岐阜県は当該補助事業以外で実施しているため、44道府県で取り組みが実施されている。

### 2. 京都府

京都府は2017年、京都式農福連携の施策を確立し、スタートさせた。施策の基本的な考え方は「消費拡大による地域経済の活性化のため、障害者の就農促進を図る『農福連携』と、地域の高齢者や若者など多種多世代が寄り添う『地域共生』の二つの手法を組み合わせ、誰もが受け手や支え手になれる京都ならではの共生社会を構築する」と宣言した。

### 3. 愛媛県

愛媛県は基本政策とし「愛顔あふれるえひめ農業・農村を実現するために、今後5年間、県として具体的に推進していくもの」を決め、「愛顔あふれるえひめ農業・農村を実現するために(県域版)」と題して、基本施策を策定し、展開方法は「②労働力のマッチングを支援します」としている。

### 4. 民間組織「(一社)日本農福連携協会」の発足

2018年11月、(一社)日本農福連携協会として発足し、会長理事に元農林水産省次官の皆川芳嗣氏、副会長理事には元厚生労働省事務次官村木厚子氏、代表理事には社会福祉法人青葉仁会理事長の榊原典俊氏らが就任した。協会は、全国の農福連携に関わる団体を包括するプラットフォームとして設立された。

## 第2章 農福連携と協同組合の役割

### 第1節 京都府における障がい者教育の歴史と障がい者運動における協同組合の役割

#### 1. 障がい者教育の歴史と障がい者運動

京都の聴覚障がい者教育の歴史は、1878年に古河太四郎によって日本で初めての聴覚障がい者への教育を行う「京都盲啞院」(後の京都府立盲学校)の設立に遡る。これを受け継ぐ形で、1969年に「京都ろうあセンター」が開設された。1978年に社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設立され、この協会のもとに京都府聴覚言語障害センターが配置された。協会は障がいのある人を含むすべての人々の社会への「完全参加と平等」を目指すことなどを理念とし、聴覚障がい者への情報提供及び手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の養成、通訳介助員の派遣等の事業を展開した。

### 第2節 農業協同組合の役割と福祉政策の歴史、始まった農福連携の取り組み

#### 1. 農業協同組合の農福連携の取り組みの背景

日本では、1878年に、第1号の生協として「共益社」が創立された背景を踏まえ、協同組合が賀川の考えであった「愛と協同」、ドイツ農協運動の父と言われるライファイゼンが掲げた「一人は万人のために、万人は一人のために(Each for All and All for Each)」等を組織理念にしたことを明らかにした。日本における協同組合法の源流は、1900年に制定された産業組合法である。今日、世界の協同組合を見渡すと109ヶ国、311の協同組合が活動をおこなっている。この協同組合の国際的組織として、国際協同組合同盟(International Co-operative Alliance、ICA)がある。

#### 2. JAの福祉思想と福祉活動

協同組合組織の中で戦後大きく発展したJAの福祉活動について外観する。このことが今日の、農福連携

にどのように繋がっていくのかを明らかにした。

社会福祉が拠って立つ思想は、協同や相互扶助、共助を原則とする協同組合の原理にすぐれて合致する分野であり、JA自身の共販活動、系統販売、協同金融、共済、JAコープマーケット等の事業はこれらの考えを根底にしており、先行する活動のなかでこれらの原理を確認しながら、より高い活動を具体化してきたといえる。

### 3. JAと介護保険制度

JAにおいては、2000年から始まった介護保険事業および人材育成計画は、①事業の取扱高目標は、訪問介護・通所介護・居宅介護支援・訪問入浴・福祉用具貸与は、2000年度実績73億円で、2003年度目標140億円(取扱高は厚生連除く)、②3級ヘルパーのステップアップをおこなうと決めた。また、2002年、全国農業協同組合中央会、全国厚生農業協同組合連合会は福祉活動方針を策定した。

#### 第3節 農福連携における障がい者の実態と協同組合の役割 — 京都府京田辺市山城就労事業所「さんさん山城」の事例から

##### 1. さんさん山城の農福連携の取組の背景

###### (1) さんさん山城の開設と事業構成

2011年に京田辺市興戸にさんさん山城が開設された。この事業所の目標は、「地域に根ざした仕事づくり」であり、地域の特産物である宇治茶・えびいも・京田辺ナス等の栽培に取り組んだ。栽培作業は、地域の農家やJA京都やましろ、京都府山城北農業改良普及センターから栽培技術の指導や支援を受けながら行われている。これらの取組の内容を明らかにした。茶の苗木栽培は数年を要し、挿し木作業やその管理に人手を要することから、生産者が減少している。同所の就労者達は年間約4,000本の苗木を育て茶農家に出荷し、苗木の安定供給に貢献している。

地域特産野菜として、京都やましろ地域の特産野菜であるえびいもや京田辺ナス(千両2号茄子)、ホウレン草、万願寺唐辛子、京夏ずきん(丹波黒大豆)等の栽培に取り組んでいる。生産された抹茶や野菜を使った調理加工品を併設のさんさん山城コミュニティカフェで販売し、このカフェはまた、さんさん山城で栽培した野菜を使って調理したえびいもカレー、京田辺ナス丼、ちらし寿司等を見学者や地域の住民達に提供している。特産のえびいもを使って加工したえびいもコロッケは、JA京都やましろの野菜直売所等でも販売している。加工品として、パッチワークバッグやキーケース等の縫製品、竹串と折り紙を使った京番傘の紙細工製品などがあり、嵐山や三条の土産店で販売している。

2019年現在、事業所の定員は20名、利用者の登録は33名である。33名の内訳は精神障がい者6名、知的障がい者3名、身体障がい者24名(うち重複障がい2名)である。主な仕事は、上述した農作業、コミュニティカフェでの調理、食品加工、縫製品等の製品づくりと販売である。

全員が障がい年金1級の保持者で、就労者の最高齢は84歳である。職員は正規6名、パート3名の体制で当たっている。作業時間は、午前9時から午後4時で、週5日となっている。公共交通機関の利用者には交通費が支給され、自力通所が困難な利用者には送迎を行う。障がい者は体調に応じて働き、出勤、退社時間は拘束されない。時間給(工賃)は一時間150円で、室外の圃場で作業等を行った場合は100円加算される。1年間の事業で剰余金が生じた場合は、年度末にボーナスとして支給される。ボーナス込みの月平均収入額は30,000円程である。厚生労働省によれば就労継続支援B型事業所の全国平均工賃資料(2016年)は15,033円、近畿3府県だと滋賀県18,176円、大阪府11,190円、京都府16,505円である。

##### 2. さんさん山城の農福連携の運営と特徴

###### (1) 農福連携の考え方と運営

事業運営という点でさんさん山城は2つの特徴を持っている。1つは、地域に立脚した総合的な仕事づくりである。多様な特産野菜栽培、高級な碾茶栽培、抹茶の加工・販売、および抹茶を使った加工品づくりなどがこれを示している。全国同類事業所を見渡してもこれらを就労支援事業の中核に据えている唯一の事業所といってよい。農を通して障がい者をはじめ、すべての人々の社会への「完全参加と平等」、就労者の自己実現と自立をめざす理念を体現した事業構成である。

もう1つは、JAをはじめ、行政、地域諸団体等、地域社会の人々と一緒に連携しながら事業を推進し、

JA が大きな役割を果たしている点である。農福連携の目標の一つに地域活性化への貢献を掲げている点にある。地域活性化に資する事業運営として地域の基幹産業である農業活性化に取り組み、地域の農家や JA 京都やましろ、行政機関等関係者の協力を得て、連携または協同して事業を行う必要があるためである。

新商品の開発を進め、「京風のアレルゲンフリー・カレー」や、JA 京都やましろ田辺碾茶工場で作った抹茶を原料にした抹茶大福、抹茶クッキー等を販売し、事業の幅を広げている。開発された商品はさんさん山城主催で毎年開催している「ノウクマルシェー山城お茶の祭典ー」（京田辺市中央公民館）等で販売し、完売が続いている。

京都山城地域では、JA 京都やましろと京都府山城広域振興局(以下、「山城広域振興局」)及び京田辺市等がやましろ野菜産地担い手養成塾を開校している。京田辺ナス農家養成塾、えびいも農家養成塾等のように野菜品目毎に講習が行われている。さんさん山城の職員や就労者もこれらの塾に参加し、畑での実習を通して野菜の栽培技術を基本から学び、習得し、事業運営の大きな推進力になっている。

## (2) 事業運営を支える地域ネットワークと成果

障がい者への農作業支援は、行政や JA 等多様な地域団体を含む多くの人々に支えられて行われ、それが結果的に地域ネットワーク化につながり、地域の人々を巻き込む連携や協働の形をもたらしている。この内容を考察した。

## 3. 就労者の実態調査にみる取組の効果

農福連携の取組が就労者達にどのような効果をもたらし、どのような課題を残しているかを把握するため、2019年9月に「就労及び意識調査」を行った。調査項目では、就労者の現状把握と、仕事を通しての心身の変化、前職や賃金などを含めて農福連携の効果・課題等の点に特に注目した。全就労者33名のうち、調査日に出勤した就労者23名から回答を得た。障がいの種類によって(特に聴覚障がい者、重複障がい者等)質疑が困難な場合は、手話等職員の力を借りて回答を得た。

### (1) 農福連携の効果

さんさん山城で働いて「うれしかったことや楽しかったこと(複数回答)」の問いに対して回答者23人のうち、最も多くの回答を得た項目は「働く場ができたこと」である。74%にあたる17人が回答しており、働くことへの喜びをうかがい知ることができる。次に多かった回答が「いろいろな人と知り合いになったり、交流できること」が15人(65%)であった。社会的に疎外され孤独な生活を送っていた人々が、働く場を通して人との交流ができ、喜びを感じていることが明らかになった。さらに「いろいろな場所に行ける、社会参加できること」、「友だちや仲間ができたこと」がそれぞれ14人(61%)と多く、さんさん山城の事業戦略として地域コミュニティの中に入り、JA等地域団体や自治体、大学、各種民間団体等との交流や連携を大切にし、人々との接点づくりに力を入れてきたことの成果と言える。その他は、「生活費やこづかいが入るようになったこと」が13人(57%)、「あたらしい仕事を覚えられること」が9人(39%)となっている。「生活費やこづかいが入るようになったこと」の回答からは、自分の働きに対して賃金が支払われ、経済的な自立への第一歩を踏みだしていることへの満足感を示したといえよう。

障がい者の「身体的な変化」や「生活や気持ちの変化」をもたらした取組の背景には苦勞を厭わない職員達や多様な作業の場、交流の場を提供したJA等ステークホルダーの努力が大きいと考える。職員達が毎日、就労者達に事前ミーティングを行い、その日の仕事の内容や仕事の意味、作業の進め方やそれぞれの分担内容、その日の目標等について絵を使ってわかりやすく説明し、伝えている等を分析、考察した。

## 2. さんさん山城の到達点と事業運営を支えるJAの役割

### (1) 農福連携の到達点

前節までの考察で得た主な結論の1つは、農福連携の取組が着実に障がい者の社会参加、社会復帰と自立に向けて踏み出す場になっているという点である。障がい者が働く場を得、生活費や小遣いに使える賃金が入り、自らの生活費をある程度賄えることで自立の芽が芽生え始めたことなどが重要な成果の1つであることは言うまでもないが、野菜や茶栽培、加工品づくり、生産物販売等一連の作業やイベント参加等社会活動を通して生活リズムやメンタルの面においても変化が現れたこと等を分析、考察した。

### (2) 事業運営を支えるJAの役割

上記の成果やそれに至るプロセスにおいて JA 京都やましろ (以下「JA」) が大きな役割を果たしたのも、大きな特徴である。事業運営に果たす同様の役割は多面に及ぶが、さんさん山城の管理者、施設長や関係者への聞き取りを基に整理し、4点にわたって分析、考察した。

#### 第4節 近畿圏2府2県及び四国2県の農業協同組合の農福連携の取り組み

##### 1. 京都府、滋賀県、大阪府、和歌山県、香川県、高知県を調査

JAの農福連携の取り組みの現状について調査を行った。

#### 第5節 愛媛県内農業協同組合の農福連携の取り組みと農業協同組合の役割

##### 1. 愛媛県の農業と農福連携の意義

県内農業は、果実(みかん、柑橘類等)が多く、次いで野菜である。産出品目の特質と栽培規模の中で、農業労働力の不足とその確保は大きな課題になってきた。そのために、愛媛県等行政機関やJAは、さまざまな取り組みをおこなってきた歴史が浮かびあがった。その中で、農福連携の取り組みは、労働力確保の重要政策の一つとして位置付けられてきたことが明らかになった。

##### 2. 農福連携の取り組みと考察

愛媛県における農福連携の特徴の一つに、県の施策が策定され、その施策を活用したり、共同連携しながら取り組みが進められていることが特徴である。調査をふまえて、7点にまとめて、考察を加えた。

第一に、愛媛県の農業の特筆として農産物は温州みかんをはじめ、柑橘類の占める比率が高く、農作業には比較的マンパワーが必要で、収穫などに手間を要する農産物が多い。そのために、農作業労働力の確保、農家負担軽減対策が求められるのが特徴である。県は2016年、「えひめ農業振興基本方針2016」(推進期間5年間:平成28年度から平成32年度)を策定し、農業現場における労働力とのマッチングと支援策の方針を示した。

一方、JAの中でも、2009年頃から、労働力確保の取り組みがおこなわれ、職業紹介、農作業ヘルパー制度、シルバー人材制度、福祉事務所を通じた障がい者、高齢者雇用の紹介、人材派遣会社との連携、外国人実習生の受け入れ、他府県からのお手伝いプロジェクトの結成など、さまざまな取り組みが行われてきた。このようなことを背景にして、農福連携が、JA東うわ、JA西宇和にみられるように、農業分野の高齢化、担い手不足等の労働力確保地域共生活動の一環として障がい者施設事業者と生産者が双方の目的に応じた内容で、早くから農福連携が位置付けられてきた。

第二に、農福連携をJAの議決機関である総代会や理事会で検討し、取り組み政策や方針を決めているのは2020年7月現在、僅か2JAである。農福連携を決めた動機は、①農業の担い手の確保、②障がい者、高齢者の働く場、生きがいの場をつくるため、③地域で共生しあう社会をつくるため、の三つが共通した目的として示された。

農福連携におけるJA役割は、JA東宇和は「地域での共生社会づくりの発信、組織化」をあげ、JA西宇和は「農業との交流の場づくりと斡旋」をあげている。このことは、単に、障がい者を農業現場の労働力(担い手)の一部として見るのではなく、障がい者の自立支援、生きがいの支援の考え方が明白になっている。機関で決議し、取り組み始めた2JAは目的、役割、障がい者の対応など一つのモデルを提示し始めている。一方、理事会で決めていないのは8JA、検討中は2JAであった。機関会議で決めていないJAでも、管内の農業現場では生産者(組合員)が積極的に障がい者雇用をおこなっている事例も明らかになってきた。

農福連携を共有方針として機関での決議や位置付けには至っていないが、地域コミュニティや個々の農家段階で、労働力の担い手の確保の手段として、福祉事務所や障がい者施設との連携の中で行われてきていることが明白になった。つまり、JAとして、事業の政策化などを決める以前から農家の農業現場では、障がい者や高齢者雇用が導入されてきたと言える。

第三に、農福連携の取り組みを決めていない、JAの理由は、組織内において農福連携の意義や役割を政策提案できる職員体制、事務局が整っていないため議論がおこなわれていないこと、同時に、地域コミュニティの中で、農繁期の農業労働力の確保が社会的な課題として農業者、行政関係者、福祉関係者等の間で、情報交換が行われていないこと、双方の働きかけがおこなわれていないこと等が要因と推察される。

第四に、愛媛県内における農福連携取り組みの特徴として、①福祉施設と連携して、委託方式でおこなっている、②農作業の現場で雇用して作業を行なう等が行われている。作業内容は、「農業現場での生産者（組合員）が積極的に障がい者雇用をおこなっている事例」で紹介した通りである。しかし、障がい者施設がJAに対して農地の幹旋や農業の指導等を要請すること、福祉法人が積極的に農業参入をおこなうまでには至っていない。一方、農村地域での農家人口の減少、地域の過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加に伴い、農業生産力の低下や地域活力の低下が進む中で、福祉分野での就労機会や工賃の確保等の課題と有機的に結びつける取り組みが、組織外の民間組織でも広がっている。

第五に、農福連携の推進のうえで、JAの役割として次のことが明らかになった。それは、第1に、組織内で農福連携を担当する職員体制を決め、農福連携を推進するための考え方や政策を理事会、総代会で決定し、農福連携を推進し共生し合う農村社会づくりを発信していく役割、第2に、農福連携を推進するための協議の場づくりの役割である。行政や福祉団体、や地域の団体等が協働してネットワークを形成し、地域の中でどのような「共生社会」をつくりあげていくかを検討する協議の場を作ることの必要性である。第3に、農福連携の推進のうえで、農業（農作業）におけるJAの役割を提示していくこと、第4に、農福連携における、地域社会、コミュニティの中で、協働体制づくりの必要性である。福祉団体とのつなぎ役になること、農家や農業法人、福祉対象者、福祉事務所、行政が連携するための調整役や連携の推進の役割をはたすことが必要である。

推進にあたっては行政や、地域の団体等と協働のネットワークを形成し、地域の中で「共生社会」をつくりあげていくことが必要であること等を分析の中から明かにした。

### 第3章 ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の発展と多様な農福連携の広がり

#### 特徴

この章では、農村地域の地域振興や生の取り組みの一つとして、地域社会の中で、住民によるボトムアップつまり、住民達自らのまとまりの力によるソーシャルビジネスが注目されている。農村における農福連携の取り組みを概観すると、このソーシャルビジネスで起業した事業体での取り組みが多く見られる。最初に、京丹後市にある（株）エチエ農産と公益社団法人京丹後市シルバー人材センターとが連携した高齢者の農業への就労機会の創出に取り組む事例から農福連携を考察する。

次に、京都府南丹市で、地域特産品の黒豆に注目して、付加価値の高い加工商品化に取り組む農業法人農業法人グリーン日吉と京都府南丹市社会福祉協議会・B型就労支援事業所・「ひより舎」との連携について考察する。コミュニティビジネスであり、ソーシャルビジネスでもある奈良県五條市 王隠堂・（株）パンドラファーム “の農福連携の取組みを考察する。社会的協同組合の要素を持ち、ソーシャルビジネスである愛媛県西予市”（株）百姓百品の農福連携の取り組み事例を通して農福連携の新しい事業体での取り組みを考察した。

#### 第1節 ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、社会的協同組合的な新しい組織形態の広がりの中の農福連携の取り組み

##### 1. ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス

ソーシャル・ビジネス (Social business) は、社会的問題や課題の解決のために国の政策や税金を使用せずに民間組織が、ビジネス手法を使っておこなう事業のことである。マネジメント手法は事業活動の損益や採算までを見据えて、株式会社、有限会社、農業法人方式等を取り、組織的な事業活動を行なうことが基本にある。

##### 2. 社会的協同組合

###### (1) イタリアの社会的協同組合法

この法（協同組合）は、高齢者・幼児・児童・障害者の介助・介護・援助・支援等々にかかわる事業体、あるいは市場原理の労働市場では働く機会に恵まれない人々を交えてさまざまな仕事づくりをめざす

事業体を定めている。営利を目的とせず事業内容自体が地域社会における人々の相互協力関係の取り組みである。市場原理主義に抗して市場を受け入れながら経済活動を行っている。

## (2) 労働者協同組合法（以下ワーカーズ法）

2020年、国会で、労働者協同組合法（以下ワーカーズ法）が可決・成立し、2022年10月1日に施行された。

## 第2節 地域を元気に、高齢者、障がい者が参加し、未来を切り拓くソーシャルビジネス（農業）に挑戦する（株）エチエ農産

### 1. エチエ農産の出発 —経営の基盤の確立と株式会社化—

京丹後市久美浜町女布の越江雅夫さんは、44歳でJAを退職し、専業農家になった。地域の農業基盤が弱まって行くのに心を痛め、何とか農村・農業を守りたいとの思いから就農したのである。地域では24人の農家から休耕田や管理ができなくなった田畑を賃貸し、農地を守りながら生産規模の拡大をおこなっている。

### 2. 農福連携の取り組みはシルバー人材センターと連携して、高齢者の雇用を広げる

2020年度の耕作面積は、水田23ha、畑7aを耕作している。野菜は丹後国営農地で大根、京野菜の聖護院大根、日の菜、甘藷、玉葱、枝豆、などを栽培している。生産体制は、役員（会長、社長他3名）、正社員4名、パート1名、農福連携の取り組みとしてシルバー人材センターからの高齢者の雇用が、年間で延べ51名にのぼっている。

### (1) エチエ農産の3つのこだわり

エチエ農産のこだわりは大きく3つある。第一は、安全・安心「本物の食材」をつくる農業ということ。第二は近年、「第6次産業」が注目される中で、エチエ農産は平成21年には聖護院大根を使った「千切り大根」を開発し、年間400kgを生産し、主に広島駅の弁当屋さんに販売している。第三に、地域農業の振興にも関わってきている。2013年1月には地域の生産者6人で一緒に手を携えようと「丹後熊野農産物生産者グループ」を設立し、京都生協のコープ二条駅に直接農産物の出荷を始めた。

#### (2) 嫌われ者を地域振興に役立てる

今日、農家は鳥獣害被害に泣かされ、京丹後市では、鹿、猪による農産物被害は一億円近くになっている。農作物を食べ荒らす厄介者として嫌われていたのを食材として活用する新たな取り組みが始まった。嫌われ者の鹿・猪肉の有効活用の声が高まり、2009年2月に、市は「猪、鹿肉有効活用研究会」をつくり、広く市民から意見を集め、検討をおこなってきた。この結果、「猪、鹿を貴重なタンパク源として捉え、廃棄するのではなく食肉として利用し、農村振興にも役立てよう」との考えをまとめた。その具体化として檻による捕獲機能の強化や2010年5月には、総工費9,000万円をかけ解体処理場「京たんごぼたん・もみじ比治の里」が誕生し、捕獲、解体、生肉加工、販売のシステムができた。

#### (3) 農福連携で農業の担い手を育てる

京丹後市・公益社団法人 京丹後市シルバー人材センター（以下、「人材センター」）と連携し、高齢者の就労の場づくり、農業参加を積極的に取り組んでいる。

京丹後市の農村地域では、横のつながりが弱くなっていく中で、人材センターは地域コミュニティ組織として貴重な役割をはたし、軽微なコミュニティビジネスも生まれてきている。エチエ農産は、この人材センターと連携して、苗の定植作業、収穫作業、葉物の掃除・袋詰め、里芋の切り離し、掃除作業等多岐にわたって仕事を行っている。年間で見ると、延べ51人になっている。このように、高齢者の社会参加、農業の就労の場を提供して、元気な共生社会をめざしている。

## 第3節 農業法人グリーン日吉の挑戦と地域コミュニティの共生と農福連携

京都府内では、平成23年に、いち早く第六次産業化の認定を受け、「黒まめぐらっせ」、「京じゅれ」などの商品を開発し、販売も積極的に展開する農業法人の取り組みと農福連携を取り上げた。

### 1. 南丹市日吉町の農業とグリーン日吉

丹波黒大豆(以下、「黒豆」と呼ぶ)は、京都を代表する京のブランド製品の代表格で、正月のおせち料理には欠かせない逸品である。この黒豆を使い、商品の開発と販売ルートづくりに取り組んでいる。地域コミュニティに立脚して地域の農産物資源を使い、地域からのビジネス、コミュニティビジネスを立ち上げたのである。このように、地域資源である黒豆に着目し、どのように付加価値を付け、農家所得の向上、地域振興や雇用の拡大をはかったところに先見の目と自立した考え方に新鮮さがある。

## 2. 資源・原料の基盤づくり

日吉町の黒豆大豆の栽培面積は20haで、年間30トン程収穫されている。加工に使う黒豆の調達は、主に契約農家15軒を中心におこなわれ、大量に使う黒豆茶の原料豆の調達は、南丹市全域や周辺市町村からおこなっている。

## 3. 新商品の開発の「仕組み」と「しかけ」

20品目をこえる商品開発の「仕組み」と「しかけ」を考察する。商品の開発コンセプトは「自然を貴方の食卓に」とし、①黒豆を原料に、無添加、安全、安心な加工食品の製造と販売、②支援と連携による『こだわり商品』の開発と地域づくりにおいている。

## 4. 新たな地産地消とマーケティング戦略「モデル」づくりに挑戦

地域の農産物の販売促進・地産地消を本格的に進めようと、CVSにおける生産者と店舗、消費者を直に結ぶ仕組みをコーディネートし、新鮮な野菜を販売する出前朝市のシステムである。生産を引き受ける農家を決め、G日吉が決めた栽培基準にもとづいてできたものを農家から地区ごとの集荷場に集め、宅急便を使って販売先に配送している。

## 5. 取り組みから見えてくる新しいモデルと展望、課題

G日吉は「農業と地域振興に貢献する」という目的をもち、黒豆等の栽培育成をはかりながら、新たに、畑郷のゆず栽培の振興にも力をそそいでいる。地域の農産物である黒豆の価値に光をあて、新たな付加価値を生み出すために、懸命に売れる商品づくりをおこなってきた。そのために、「仕組み」をつくり、「しかけ」をおこなううえで、国、京都府、各種法人機関、大学等の研究機関と共同、連携して、各種の事業施策を積極的に活用していること等を考察した。

## 6. 地域で障がいを持った人たちに就労機会を、農福連携の取り組み

事業の拡大に伴い、就労者を雇用確保する上で、地域で障がいをもった人の就労機会を増やしていくとの考え方を取っている。

農福連携の取り組みは、京都府南丹市社会福祉協議会を窓口、協議を重ね取り組みが行われている。農業農村における地域コミュニティに根をはったコミュニティビジネスが成長して、ソーシャルビジネスとして、雇用の面で、農福連携がおこなわれている。規模は小さいが共生社会をめざす取り組みとして注目できる。

## 第4節 奈良県五條市“王隠堂・パンドラファーム”の農福連携の取り組み

本節では、コミュニティビジネスでソーシャルビジネスと言える奈良県五條市にある農業生産法人(有)王隠堂農園、(株)パンドラファームグループが取り組む国の就労支援の施策を使った取り組みを考察した。

これは、生産者と消費者が連携し協同型の農業農村づくりをめざす農福連携の新しい取り組み、国の「中間的就労」の仕組みを使った新しい農福連携の取り組みである。

### 1. 消費者と生産者が連携し、新しい挑戦が始まる

市場優先の考えに疑問をもち、ダイレクトに消費者に販売できないかとの強い思いを実践に移し、新しいマーケティング手法の流通・販売の仕組みづくりを始めたところから分析した。

#### (1) 生協との出会いと生産者のグループ化、ソーシャルビジネス化

##### 1) 生協の期待にこたえて

関東や関西の生協から「特産の梅干し、柿がほしい」の声がかかり、最初は誠海氏を含む3戸の農家から産直取引がはじまった。

##### 2) 集荷、加工、販売、情報処理機能の拠点づくり

コミュニテイビジネス、ソーシャルビジネスの拠点 地域共同センター「(株) パンドラファームグループ」の創立。協同体をめざして①奈良県、和歌山県の広域地域の産直生産者グループ同士でまとまろう、②お互いに、情報を共有化し、生協グループ等との商品要求や期待に応じていこう、③栽培技術についても交流、共有化し、より安全で高品質な農産物を栽培していこう、となった。

奈良、和歌山県の生産者があつまり、討論を重ねた結果、新たな発展方向として、「地域共同センター」の設立をおこない、商流・物流、情報管理をおこなう産直事業の拠点を築くことになった。共同出資をおこない、地域共同センター「(株) パンドラファームグループ」が誕生した、

## (2) 「中間的就労」の仕組みを使った新しい農福連携の取り組み

パンドラファームは、地域コミュニティの共生と連携で創る地域の姿をめざして、事業を行なっている。「障害のある人、引きこもりの人、高齢者の人、みんな地域の一員として、働きやすい社会をめざすこと」を目標にしている。

その取り組みの一つとして、2015年、国が生活困窮者の支援制度として施行した「中間的就労」の制度を活用した農福連携の取り組みである。これは、「働きたくても働けない、住む所がない等」の人々を対象に、福祉事務所の設置自治体が、直営又は委託により自立相談支援事業を実施している。委託事業は、自治体が受託機関と連携して仕組みを運営している。行政の役割は、「支援調整会議」に参加し、支援について決定を行い、また、地域の社会的資源の開発を担っている。支援事業の相談窓口では、被相談者一人ひとりの状況に合わせた支援援助の計画を作り、専門の支援員が相談者と共に、他の専門機関とも協力連携して、解決の支援を行なう。主な対象者は、「現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者」となっている。制度は、「都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を認定し、知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する事業であることを認定する」事業である。費用は、自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4、就労準備支援事業、一時生活支援事業は国庫補助2/3などとなっている。

具体的には、①福祉事務所を設置する自治体が直営か、又は委託により自立相談支援事業を実施しているか、委託する場合は受託機関と連携して制度を運営していくかとなっている。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担うのである。事業所には専任者を配置し、障がい者の委託訓練・就労や地域若者サポートステーション登録の就労困難者の職場体験等に取り組んだり、働きづらさを抱えている人は、障がい者の作業所のような就労訓練の場がないため、その中間的就労を支援している。

農福連携は、①福祉事業所が直接農業を行うケース、②生産者と福祉事業所が協力して事業をおこなうケース、③農業法人が障害者就労を進めるケースなど、形態はさまざま。取り組みを行うために、着目したのが奈良県の就労困難者を支援する機関の一つである「地域若者サポートステーション（略して「サポステ」）」である。

大紀コープファームは、障害者手帳を持つ6名、それに引きこもりやニードを経験したことがある2名を雇用している。障がい者の職場は地域共同センターで、梅の加工、農産物の集荷、選果、加工を行っている。障害者だけでなく一般就労が難しい若者も一緒に働き、就労支援を行なっている。

職場ではひきこもりやニードの若者を支援し、「おはようございます。もうコンテナを洗い始めてもらって大丈夫ですよ！」と、元気よく声をかけている。その声を聞きながら、青年はコンテナ容器を独りで黙々と片付けている。二つ以上の作業を同時に行ったり、抽象的な指示を理解したりすることが得意ではない

### 1) 「県の委託訓練」と「中間的就労」

パンドラファームでは以前から障害者雇用はおこなってきたが、人数はわずかであった。専門職の人材を雇用して、障がい者の立場から考えへる専門知識を持つ担当者がいる意味は大きいと言う。大紀コープファームの農福連携には二つの流れがある。一つは、障害者手帳を持つ人を「県の委託訓練」で受け入れて、1か月間の職場体験をしてもらうもの。このケースでは、自治体から利用者に訓練手当、企業に委託費が払われる。

(様式5) (Style5)

二つめには、障害者手帳はないが、働きづらさを抱えた人を、自治体とサポステを通じて「中間的就労」で受け入れるケースである。サポステの利用者には、即、仕事に就くのが難しい若者が多い。障害者手帳は持っていないが、対人関係や社会生活で困難を抱えている人も多い。その人たちに一定の配慮や支援を行ないながら働く機会を提供し、通常の就労に向け、就労訓練を行っていくのが中間的就労である。

受入対象者	障がい者認定	
県の委託訓練者	障害者手帳 有	職場体験(自治体より訓練手当、企業に委託費が払われる)。
サポステ (中間的就労)	障害者手帳 無	就労支援を行ないながら働く機会、場を提供し、通常就労に向け、就労訓練を行っていく

表2 種別及び人数

種別	人数	条件等
1, 障がい者手帳保持	6人	一般雇用 1時間873円(最低賃金)
2, サポステ～	3人	
3, 施設外就労	2人	指導員1人、1時間1ユニット1000円
4, 中間的就労	3人	半日500円+交通費 訓練 心得を学ぶ

表3 種別

中間的就労は、大紀コープファームの柿の圃場を見ると人件費は半日500円、1日1000円の訓練手当と交通費を支払う。これは大紀コープファームが負担する。期間も3か月～半年と中期にわたる場合が多い。大紀コープファームの担当者は、支援プランをつくり、支援機関へのフィードバックや、各機関の担当者間で集まってケース会議も行う。サポステの利用者は障害者手帳を持たない分、支援の選択肢が限られている。

就労訓練は、時間どおりに出勤できない、あいさつができないといった段階からのスタートで、中間的就労の利用者にとって社会との貴重な接点で、支援機関にとっても課題や状況を把握する機会になる。

## 第5 愛媛県西予市”(株)百姓百品”の農福連携の取り組みと考察

本節では、障がい者の社会参加と自立を育てる農福連携の取り組みを社会的協同組合、ソーシャルビジネスと言える愛媛県西予市野村株式会社“百姓百品”と”愛媛生協“との農福連携の取り組み事例を取り上げる。

### 1. 研究の背景と目的

本稿では、愛媛県西予市野村に本部を置く株式会社百姓百品村、農産物や加工品の直売所を運営する百姓百品株式会社、就労継続支援B型作業所、レインボーアグリ作業所を運営する百姓百品株式会社、就労継続支援B型作業所、レインボーアグリ作業所を運営する株式会社野村福祉園の3組織で構成されるグループ株式会社百姓百品村(愛媛県西予市野村町 野村 6-23-1、以下、略して「百姓百品グループ」)1)の農福連携の取り組みを考察する。

百姓百品村と事業連携し、農福連携事業の販売分野で成長を支えたのは、生活協同組合コープえひめ(以下、「コープえひめ」)である。障がい者自立支援という重大な社会問題の事例分析を通して、対象事例の実態や成果・課題を明らかにする。

さらに、農福連携を通して障がい者の就農実態や心身の変化を考察する。その取り組み過程において果たした生協の役割や事業の可能性についても併せて提示したい。

### 2. 百姓百品村の取り組み

#### (1) 百姓百品の創立と運動

愛媛県西予市野村を拠点に事業を行なう百姓百品グループは、主に、農業を柱において、地域の福祉事業組織などと連携して、野村地域が抱えるさまざまな問題や課題を、事業を通して解決するソーシャルアグリビジネスを展開し、町の活性化に貢献している。

この百姓百品村グループの事業目的は、①地域社会で必要とされる社会的課題に取り組むことをミッションとし、②ミッションをビジネスにし、持続可能な事業を進め、③地域資源に新たな付加価値を付け、地域性のある社会的商品やサービスを開発し、④社会的な新しい価値を創出する、ことにある。

## (様式5) (Style5)

### (2) 愛媛県伊予市の過疎地で生まれた協同の力

この百姓百品グループが生まれた愛媛県西予市野村は、愛媛県の西南部に位置する農村地帯である。

### (3) 組織が生まれた背景と産直活動

1987年「健康な仲間を作る会」が、野村町の蔵良地区で生まれ、有機農産物を町内の青空市で販売を始めた。和気は、大分県等の村おこし事例を学ぶ中で、産直活動による都市と農村の交流がキーワードの一つになると考えた。

産直活動を通して地域や農家を元気づけ、年寄農家の喜びを創り出すことができないか、と考えた。農家がつくった野菜を、無駄な流通コストを除き、直接消費者とむすびつく新しい取り組みを地域起こしの柱に設定した。1992年、野村町の中心部で野菜の朝市をはじめた。栽培した農家が、消費者に直接販売し、顔の見える関係が生まれ、商品の信頼がつくられ大好評になっていった。これを足場に、1996年には野村町に常設の店舗を開設し、販売を伸ばしていった。1998年には松山市内に簡易な常設店を設けた。八百屋やスーパーマーケットの野菜売り場は、市場経由の農産物が主流であった時代に、栽培した農家の顔の見える産直販売は、人気を呼び、販売と同時に消費者との交流の場になっていった。

この広がりの中で、愛媛県内の消費者組織である愛媛生協に、産直売り場コーナー設置を働きかけた。生協は生産者がわかり、安全、安心な野菜を求める消費者の声が高まる中で、県内の農家と手を結ぶ産直商品の扱いを考えていた。両組織が、話し合いを重ねた結果、2002年、東本店内に産直野菜の販売スペースを設けることになった。その後、産直商品のインショップは2005年に余戸店、野村店、2008年に三津店との取り組みが始まった。

### (4) 地域おこしと地域発展

和気はキュウリ、ナス、ピーマン、葱等を作っている農家に、生協との産直活動への出荷を呼びかけたところ160人の農家が参加の意向を示した。町内に設けられた5ヶ所の集荷場に持ち込まれた野菜をトラックで、松山市内のコープえひめの3店舗に直送する仕組みを作り、取引が始まったのである。

## 3. 百姓百品と愛媛生協の農福連携商品販売の連携

### (1) 百姓百品と生協の出合い

東本店は、1985年、えひめ生協3号店としてオープンした。和気は、コープ東本店店長の斉宮に店頭(駐車場)で野菜の直売をさせていただけないかを申し入れ、生産者と消費者の連携事業を申し入れた。斉宮店長は、店の顔である生鮮品・農産物に特徴がないことから、店内に「野村町の生産者がつくった野菜の直売所」を設け、生産者の顔が見える「産直コーナー」を設け、地域農業と連携した生協らしい店舗に変え、店のイメージアップを図りたいと考えていた。

店長の斉宮は、和気の申し入れを受け、店外(駐車場)ではなく、東本店の店内でやれかどうかと持ち掛け、協議が始まった。協議の結果、①産直商品の直売所を店内に設ける。販売は木製の2段式農産物平台を2台(3.8M×2台)を設置する、③漬物、弁当、和菓子、日配商品の販売用に冷蔵オープンケースも設ける、こととなった。

商品は、野村町内の事業に参加をする農家が、袋詰め、品名、生産者名、規格、量目、価格等を表示した商品表示 hyouji ラベルを添付して、コンテナに詰め、それぞれ集荷拠点に運ぶ。その拠点から、百姓百品の専用トラックで集め、毎日店舗に配送される。

入荷した野菜、果物類は、夕方にはほぼ売れてしまうという。売れ残りが生じた場合、鮮度が問われる商品は引き上げ、土物などは保存性のあるものは定期間、継続販売をおこなっている。

百姓百品村(事務所)は、日々、「情報の提供」、物流・配送、店舗での販売、売れ残りの引き上げ、入金等の出納・経理の仕事をおこなっている。商品と利用する生協組合員間には、毎日、ドラマが生まれているという。

### (3) 農産物直売所百姓百品の原動力

農産物直売所百姓百品は、高齢者や女性の営農対策として始まった。事業は、小規模・少量栽培であるが多品目栽培を得意とする小規模農家や農家の女性達の経済的自立を目標においた。「農産物直売所 百姓百品」(産直業態)は、野村町内の500人を超える高齢者、平均年齢70歳の農家の経験、知恵と力を最大

限生かし、安全・安心な野菜を栽培し、都市部に発信、販売しているのである。この産直活動を通して、野村町の「田舎」、「耕作放棄地」、「限界集落」のマイナスイメージを克服し、都市部の食糧生産の基地＝資産と位置づけ、地域農業の活性化に取り組んでいるのである。

これらの取り組みを考察すると、第一に、高齢者の暮らしに役立ち、いつまでも元気で、農業に従事してほしいとの、事業のづくり、第二、このことを通して地域の振興、活性化をはかること、第三に、コープえひめなどの産直先を作り、連携、協同の中から新しい産直業態「百姓百品」を確立したこと、第四に、「百姓程辛いものはない。若いもんはだれもやらん」と言う、ネガティブなイメージを克服し、農業の地位を高め、地域の活性化に取り組んだことである。「農業×高齢者」の大きな力が生まれてきているのである。これは新しい農福事業ともいえるのである。

#### 4. 百姓百品村と農福連携の広がり

##### (1) 地域資源の活用をめざす株式会社「百姓百品村」

2007年、株式会社「百姓百品村」が創立された。主な仕事は、青ネギの生産・販売委託農家、業務用の八百屋(卸業者・カット工場)、調達した野菜の加工・パック詰め等を行う加工工場や卸売り業者である。出荷先は外食・中食産業、ファミリーレストラン・居酒屋などの「外食」、コンビニ・惣菜・弁当などの「中食」等である。現在、栽培面積6ha、耕作放棄地の受託など約15ヘクタールを耕作。職員の平均年齢は29歳、非常に若い戦力で、四国で生産量一番の青ネギ生産を目指している。

青ネギは、面積6ha、標高差300m、山間地域の200カ所に点在する圃場で、青ネギの周年栽培をおこない、安定的な栽培と出荷体制を確立してきている。元は耕作放棄地だから、一つひとつの畑は小さく、効率は悪いが、分散しているため、野菜が病気になったとしても広がらない、山間にあるので、台風が来ても、倒れにくい、と言う。

この取り組みは、農業農村が抱える課題である地域耕作放棄地を農家から受託して行い、農業法人が農業の新しい担い手となり、地域資源の活用の役割を担ってきている。担い手として障がい者と高齢者が参加し、仕事を通して自立をめざそうとしている。栽培された青ネギは、集荷センターに持ち込まれ、洗いと掃除をおこない、コンテナで出荷をおこなっている。出荷先は、県内うどんチェーン店、北海道から九州まで、30カ所に365日、送っている。「生産さえすれば、買ってもらえる」状態で、一日一トンの出荷を目標にしている。売上は1億2,000万円の見込み。2017年からは、地元の農家に生産委託し、買い取る取り組みもはじめている。

農業生産を通して、目標とめざすものは、第一に、障がい者と高齢者の自立、第二に、地域農業の新しい担い手づくり、第三に、地域資源の有効活用を図り、地域の振興に貢献できることを目標にしている。栽培・出荷の流れは、①栽培計画の策定と確認(具体的には作付面積、圃場所在地(MAP登録)、圃場名のナンバリング化)、②栽培計画の確認(栽培、定植、管理、収穫期など)、この栽培方法の確認では、定植日の決定、苗数の予約、出荷予定の決定、「定植・栽培」状況の確認、生育状況を写真報告でおこなっている。③生育状況の確認では地上部が70cm程度に成長した頃が収穫の目安で、あらかじめ60cm程度になった際には、連絡する、④出荷見込みの確認(「荷日程については相談の上、弊社から発注依頼をさせていただきます。）」としている。

##### (2) 就労者の実態についての調査結果と農福連携の効果

「百姓百品村」は、働く障がい者、高齢者を対象に、農福連携における農業や農作業が、就労者達にどのような効果をもたらし、就労のうえでどのような課題があるのかを把握するため、2018年に「就労及び意識調査」をおこなった。主な調査項目は、①就労実態(2019年12月)、②1日の作業時間、③作業の満足度、④工賃及び満足度、⑤対人関係、⑥百姓百品村アグリ作業所を利用して何がよかったか、⑦作業所を利用することで(農作業を行い)生活に変化はありましたか、⑧農作業は適していると思うか、⑨適している点は何か、⑩適していない、⑪作業について⑫適している作業、⑬適していない作業、⑭作業に能力は進化していますか、⑮農機具の操作について、⑯その他意見、の11項目でおこなわれた。

これらの調査結果は、いずれも農福連携の効果が確認できる内容となった。

##### (4) “レインボーアグリ”の創立

就労者は、女性の高齢者が多く働いており、「この年になっても働く場があり、お金が入り嬉しいです」の声が聞かれた。これらも、社会的に疎外され、孤立をしてきた障がい者が、健常者並に、体力や健康を取り戻し、日々の仕事の楽しみを覚え、生活にもゆとりを持ちはじめ、身だしなみにも気を配り、自分の将来を見据え、自己実現に向かって自立を始めてきている様子が見えてくる。このように農福連携で、農作業を行なうことによる効果が確認できた。

## 第4章 農福連携を包容した共生・共同社会は新しい時代のモデル

### 第1節 共生・福祉社会形成への非営利協同組織・協同組合のポジションと役割

農福連携の目的の一つに共生社会の実現がある。厚労省は、共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義している。

本稿では、農福連携の運動は、地域での共生社会の構築のみならず、仮説として、福祉社会を築く上での一つの方策になると位置付けた。

福祉社会とは何か、それは人々の権利が保障され、安心と生きがいをもって暮らせる社会のことである。富士田邦彦(2000年)は、「私たちがよりよく生きること、よりよい生活を営むことが福祉の実現された姿である。そして、諸個人が自らの生活を物心両面で安定・充実させるとともに、周囲の他者と協力して私達の共同生活を向上させることが福祉の社会的発現である。……私たちは他者と多様な生活両面で関わり、広大な社会システムの中で生きているのであるから、そのシステムとの相関において人間生活のあり方を理解することが必要である」と述べている。地域コミュニティの中で、協同組合が担う農福連携の広がり、新しい福祉社会システムを築き上げる上での役割について考察した。

#### 1. 生活福祉向上の役割

協同組合・生協・JAは、組合員どうしの生活の協同やくらしの情報交換からはじまり、地域社会との関わりの中で、暮らしのネットワークの中心的な役割を發揮する可能性を持っている。

#### 2. 協同組合の福祉づくりの役割

生協の福祉活動は、自主的に参加した組合員が、日々の暮らしの領域で、お互いにより高い暮らしの質と安全をめざして知恵と力を寄せ合い助けあっていくところに源泉がある。

#### 3. 協同組合は福祉制度を変える

協同組合福祉は、誰かが押し付け強制するものではなく、自主的・自発的に生まれた。組合員と職員が情報を集積し、問題を暮らしの中に引き寄せ、解決の糸口や方法を協同の力で見つけだして行くプロセスを大切にしてきたのである。同時に、福祉の主人公を明確にし、その人にとって何が必要なのか、それはどうすれば実現できるのかを考え、解決のために共助や協同の力で運動をおこなってきたのである。

#### 4. 協同組合が担う農福連携の存在意義

##### (1) 農福連携の広がりとは障がい者就労

障がい者の雇用や就業は、自立や社会参加のための重要条件であり、適性に応じて、能力を十分に發揮して働くことができるようにしていく必要がある。

障がい者雇用では、1960年に制定された「身体障害者雇用促進法」をベースに、見直しがおこなわれ、2020年に施行された改正では、企業に対して、①事業主に対する給付制度、②優良事業主としての認定制度の創設、の2つの施策が新しく盛り込まれた。2021年4月までに民間企業の法定雇用率は「2.3%」に引き上げられた。農福連携の広がりとは存在は、農業の現場において、障がい者の雇用の場づくりと同時に、マクロ的には社会の中で障がい者の就労にも影響を与え、共生社会の構築につながり始めている。また、就労のために、国や民間企業においては条件(ハード、ソフト含む)や必要な施策が講じられ始めたのである。

## (2) 農福連携での障がい者就労と農業経営、作業運営の変化

京都府のさんさん山城、奈良県五條市のパンドラファーム、愛媛県百姓百品の農業現場では、農福連携にもとづく農作業をおこなう上で、農業経営、作業のあり方が変化してきている。それは、第一に、障がい者の自立、社会参加を図ろうとする取り組み、工夫がおこなわれてきていること、第二に、農作業の進め方ややり方が細分化され、具体的で、きめ細かい作業体系がつくられ、わかりやすく丁寧な作業援助、指導が行われている、第三に、農作業の協働化、ネットワーク化の考えが実践されてきている。地域コミュニティに根ざし、自治体や等の農業団体、町内会、地域の学校、大学等と連携協働して農業を行っていくという考え、実践である。

これらは、京都府のさんさん山城の取り組み、愛媛県の JA での取り組み、百姓百品と愛媛生協との協働の取り組みで明らかにした。取り組みは、地域に根ざし、地域の課題や問題を解決しながら、より良い地域社会づくり運動とも連携して行われていることが明確になった。

以上の点から、農福連携の広がりには、①ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方、思想を広げ、②人間の権利擁護、尊厳に立脚した考え方、思想を構築してきていること、③仕事をおこなう上で、健常者の立場からのマニュアル、必要な道具類の考えが、新たに、障がい者目線のものに作ら換えられ、新たに、働く環境、諸条件が改革され始めてきていること、④地域コミュニティの中に、農作業の協働思想、仕事のネットワークを生み出し始めたこと等である。

## 3. 農福連携の広がり福祉社会形成への道

農福連携は、地域コミュニティ、地域の協同組合・JA・生協に支えられ、協同組合の福祉活動分野の事業としても広がってきている。協同組合の福祉活動は「組合員活動」と「事業活動」が一体化していることが行政や民間事業者との違いである。組合員どうしの助け合いや暮らしの協同、相互扶助を組織原理において、営農活動、信用事業、日常生活品の購入等の生活協同のうえに、高齢者、障害者の福祉、子育て問題などあらゆる分野の福祉課題に、暮らしの立場から取り組めるところに存在価値がある。これは、協同組合が地域社会の中で、地域コミュニティの一員として存在しているからである。

農福連携と協同組合福祉活動は、福祉社会の形成にどう役割を發揮し、寄与できるのだろうか。マクロ的な視点から5点にわたって考察した。

## 4. 福祉社会形成へのモデル

農福連携の事例研究の結果、得た主な結論障がい者就労支援事業所さんさん山城、(株)百姓百品、(株)パンドラファームでの農作業は、障がい者が農業を通じて社会に関わり、地域社会と地域農業の一端を担うこと、人々との共生をめざすこと、農作業に関わることを通して人間発達、自己実現や自立をめざすなどの理念が一定の成果を収めことから、数多くの事業所の1つではあるが、就労者達に「社会参加」と「自立」の機会を提供し、同類取組の参考となる見本・手本的存在になったと言える。

これらの成果やそれに至るプロセスにおいてが大きな役割を果たしたのも、大きな特徴である。さんさん山城は目標に「地域に根ざした仕事づくり」を掲げ、地域特産品である宇治茶、えびいも、京田辺ナスの栽培等が得意とする分野を事業の中心を据えたことである。事業を行う上でJAの支えを必要とすることが、関係構築に大きく寄与した要因になっている。事業運営に果たす同JAの役割は多面に及ぶが、その第1は栽培指導やイベント等に関する多様な情報の提供や教育の場づくりである。栽培方法、農薬、肥料の使用については、JAが担い手養成を企画し、準備などを担っている。障がい者が栽培に自信を持てるようになった理由の1つである。

第2は、事業ニーズに見合った資材供給である。栽培に使用する苗や種、肥料、農薬、機材等はJA京都やましろ田辺支店から供給され、農福連携活動における農作業の円滑な遂行を担保する。第3は、加工、販売支援である。第4は、農福連携推進のコーディネートの役割を果たしている点である。さんさん山城の農福連携は、JAの他、農家や地域コミュニティ、行政(京都府農業改良普及所)等多様なステークホルダーが関わっており、その円滑な運営を支えているのは行政関係者やJA職員等コーディネータである。

(様式5) (Style5)

次に、農福連携の取り組みを協同組合の福祉的な面から捉え、福祉社会形成への役割を考察する。今後、協同組合が、新しい福祉社会システムを築き、福祉社会の形成に寄与する上で求められる必用要件は、次の6点である。

第1に、農福連携の福祉活動や福祉事業を行う上で、福祉の主人公を明らかにし、その主人公を基軸においた福祉の取り組みが行われていることである。

第2に、事業者（農業者、農業法人）と利用者（高齢者、障がい者）が対等の立場にたち、一緒になって福祉を創る視点があるかどうか、である。その施策の具体化にあたっては、行政や福祉団体との連携、民主的意思決定が行なわれ、利用者の参加とそのためのシステムが保証されていることである。

第3に、農福連携事業を行ううえでは、事業者、利用者がそれぞれ対等平等の関係に立ち、お互いさまの関係で事業が運営され、仕組み等ともに創る福祉の立場が貫かれていることである。また、事業に携わる職員が豊かな専門知識やスキル、高度なコーディネート力を身につけ、安定した労働条件のもとで、福祉向上の情熱をもっていることである。

第4に、農福連携や福祉活動の目標として、いつまでも安心してすみ続けられる共生しあう地域社会の実現をめざし、住民参加による地域コミュニティの形成がめざされていることである。

第5に、福祉社会形成に向けて、行政や社会に対して、提言をおこない、協同に支えられた医療、福祉、暮らしの福祉ネットワーク化、安心を保障する地域の包括的ケアシステムの確立をめざしていることである。

第6に、一人ひとりが、人間として自立、発達していくことを基本において、それを支え、その人の求める生活ニーズや生活ポリシーが具体化されていくことである。

以上の6項目を、私は、新しい福祉社会システムを築き、福祉社会を形成するための「協創・参加型」の福祉コンセプトとして、協同組合福祉がそのモデルになりうると考えるのである。